

国立大学法人一橋大学の達成すべき
業務運営に関する目標（中期目標）

国立大学法人一橋大学中期目標

大学の基本的な目標

一橋大学は、市民社会の学である社会科学の総合大学として、日本におけるリベラルな政治経済社会の発展とその指導的、中核的担い手の育成に貢献してきた。人文科学を含む研究教育の水準はきわめて高く、創立以来、国内のみならず国際的に活躍する、多くの有為な人材を社会へ送り出している。この歴史と実績を踏まえ、21世紀に求められる先端的社会科学の研究教育を積極的に推進し、その世界的拠点として、日本、アジア及び世界に共通する重要課題を理論的、実践的に解決することを目指す。

使命

大学の機能別分化を踏まえ、次の四つの事項を本学の使命とし、それぞれにつき、グローバルな情報ネットワーク及び人的ネットワークを構築しつつ、より具体的な中・長期的目標を設定する。

(1) 新しい社会科学の探究と創造

① 伝統的社会諸科学の深化と学際化, 人文諸科学等の他研究分野との連携及び研究教育組織の横断化

② 研究環境・研究成果の国際的高度化

(2) 全学共通教育と専門教育の有機的連関及び他大学との連携

① 教育の実質化と高度化

② 四大学連合を中心とした自然科学的研究との協同及び他大学との大学院の共同実施

(3) 構想力ある専門人・理性ある革新者・指導力ある政治経済人の育成

国際性と市民的公共性を備えた専門人教育の推進

(専門人とは、企画立案型の国家・国際公務員、弁護士や公認会計士、企業関係の高度専門職業人だけでなく、研究者、評論家、ジャーナリスト、NPO参加者など、自己の高度の専門知識によって市民公共的に活動する知的プロフェッショナルを指す。)

(4) 国内・国際社会への知的・実践的貢献

実務及び政策への積極的な貢献と産学連携の推進

◆中期目標の期間及び教育研究組織

1 中期目標の期間

平成 22 年度から平成 27 年度まで

2 教育研究組織

この中期目標を達成するため、別表に記載する学部・研究科等及び共同利用・共同研究拠点を置く。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ① 全学の教育理念と各部局のアドミッション・ポリシーやカリキュラム・ポリシー等に沿った体系的・効果的なカリキュラムを導入し、必要な科目を配置するとともに、それらの実施状況や成果について、評価・検討するためのシステムを構築する。
- ② 本学の伝統である少人数教育をさらに徹底するとともに、特色ある授業科目の一層の充実を図る。
- ③ 世界で通用する多様な人材を育成するため、学部・大学院を通じて学生の国際交流を推進するなど、教育の国際化を進める。
- ④ 多様化する社会の連帯と発展に寄与し、自由で平等な社会の建設に資する人材を育成するため、男女共同参画教育・人権教育を充実させる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 他大学との連携による教育を推進する。
- ② 学部・研究科ごとに、主体的な教育改善の取組を可能にするとともに、その進捗状況を評価・監査し、教員個人及び組織における教育改善への継続的な取組を促す体制を構築する。
- ③ 学生の情報リテラシー教育支援のため、学習環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

- ① 学部生・大学院生の環境に応じたきめ細かいキャリア支援体制を確立する。
- ② 国際化を推進するための各種支援体制を強化する。
- ③ 優秀な研究者を養成するための支援を行う。
- ④ 学生に対するきめ細かい学習指導・生活相談の体制を充実させ、適切・快適な研究・教育・生活環境を提供する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 世界水準の社会科学の創造と総合を図る。
- ② 社会科学の多様な創造的展開を進める。
- ③ 経済・社会の新たな課題に挑戦する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- ① 社会諸科学の多様な創造的展開を進めるための基盤を整備する。
- ② 公正な評価に基づく女性研究者の積極的採用・登用を行い、その能力を最大限に活用する環境形成を行う。
- ③ 国内・国際の研究交流を推進する基盤を構築する。
- ④ 外部評価を含む研究評価体制を構築する。
- ⑤ 若手研究者の発掘と育成を図る。
- ⑥ 全研究者の努力で外部資金を獲得する。
- ⑦ 研究支援体制の強化を図る。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 社会人一般及び地域住民に向けた教育サービスのより一層の充実を図る。
- ② 地域社会に対し、専門知識による助言等を行う。
- ③ 政府、国際機関、産業界、メディア等に対し、専門知識による助言活動を積極的に行う。
- ④ 実社会での最先端の問題発見、解決に資する、産学官共同による教育・研究の一層の充実を図る。

(2) 国際化に関する目標

社会科学の総合大学として、特色ある国際交流を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- ① 教育組織の見直しを検討・実施する。
- ② 法人全体のガバナンスのあり方について検討する。
- ③ 多様な教員の確保を図る。
- ④ 優秀な職員の確保を図る。
- ⑤ 戦略的な方針に基づき、教育研究活動をより一層活性化する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

事務電算化の推進や業務処理の見直し等により、事務の効率化・合理化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

積極的に外部資金の増加を目指す。

2 経費の抑制に関する目標

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の 5 年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。
更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。
- ② 管理的経費の節減等による経費の効率化・合理化を進める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

適切な資金運用や資産管理を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価、及び外部評価を実施し、その充実を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ① 国内広報のより一層の充実とともに、海外広報の新たな展開を目的として、広報の国際化を図る。
- ② 広報のための情報収集のシステム化・効率化を図る。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

教育・研究活動の基盤として相応しい安全で良好な施設環境を構築する。

2 安全管理に関する目標

- ① 教育研究環境の安全管理を推進する。
- ② 全学的な情報セキュリティ体制を一層強化する。

3 法令遵守に関する目標

全学的にコンプライアンスを徹底する。

別表1 (学部・研究科)

学部	商学部 経済学部 法学部 社会学部
研究科	商学研究科 経済学研究科 法学研究科 社会学研究科 言語社会研究科 国際企業戦略研究科 国際・公共政策教育部

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

経済研究所
